

審 第 3 2 1 4 号
答 申 第 2 9 5 号
令和5年3月17日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年3月27日付け障推第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第262号

令和2年2月25日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月8日付け障推第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年1月8日付け障推第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、別表に掲げる番号（以下「番号」という。）④、番号⑤及び番号⑦のうち〇〇の指定を受けていない医師（以下「当該医師」という。）の氏名部分、番号⑥警察署の名称及び番号⑨概要の情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月29日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についてのもの一切。弁護士との相談だけではなく職員同士の相談も含める。復命書なども含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「供覧：法律相談の概要」（以下「本件文書1」という。）、「〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件（住民訴訟）第2回口頭弁論」（以下「本件文書2」という。）及び「復命書（弁護士との打ち合わせ）：損害賠償等請求控訴事件（住民訴訟）」（以下「本件文書3」といい、本件文書1及び本件文書2と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を持定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和2年2月25日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年3月27日付け障推第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ、2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

健康福祉部障害者福祉推進課（以下「障害者福祉推進課」という。）

は、従前、保存期間内であるにもかかわらず、行政文書を所在不明の状態にしたり、廃棄を行ったり、廃棄したのに廃棄記録を作成していなかったりしてきたことから、文書の特定については俄かには措信しがたい。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

(ア) 条例第17条第6号ロは、争訟に関する情報を一律に不開示とするものではなく、争訟に係る事務に関することに加えて、開示することにより、他の地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報を不開示とする旨を規定してものである。処分庁は、通知書でも弁明書でもともに、県の訴訟当事者としての地位を害するおそれの態様が不開示に足るまでの不当があることにつき何らの主張もしておらず、ただ県の訴訟当事者としての地位に悪い意味で変動を来すおそれがある情報であることを以て不開示としたものであるから、明らかに条例第17条第6号ロには該当しない。

弁護士とのやり取りについては、訴訟に係る文書についても、他の自治体では部分開示が実施されており、全面的に不開示とすることは、条例第1条、3条、15条1項、17条本文の規定及び条例全体の精神に違反する。

開示された情報が証拠となって行政が敗訴したり、違法性・故意過失等を認められる可能性があるないし高くなるとしても、それを以て不開示とすることが相当でないことは明らかである。

本件対象情報が開示されたことにより、住民訴訟で千葉県が不利になったとしても、証拠書類が被告行政側に偏在しているという非対称性・不公平性を積極的に是正する行政作用であり、千葉県の当事者としての地位を不当に害するとは到底言えない。

(イ) 警察署の名称については、千葉県は、保健所の名称と同様に、情報公開請求に対して開示する運用をしていることから、そのことと処分の整合性が担保できていない。

(ウ) 司法修習生の氏名については、弁護士や担当の職員同様に、当該修習生は、当該打合わせに参加しており、その意見が当該住民訴訟に反映されており、弁護士の氏名が開示になっている以上、その氏名程度の説明責任が生じているというべきであるし、実際、当該控訴審において出廷もしている。

そうすると、当該住民訴訟の原告である訴訟当事者に対しては、説明責任が生じているというべきであるし、その記載の態様からしても、不開示に値するものとは言えない。

したがって、2号ただし書イ及びニに該当する。

(エ) 医師の手紙については、書証として提出されており、訴訟記録も閲覧制限がかけられていないことから、何人にも閲覧が可能であるし、審査請求人は、原告として不開示箇所の情報も含めてすでに受領しているものである。

したがって、2号ただし書イ及びニに該当する。

(オ) ○○協会（以下「○○協会」という。）の医師の氏名については、医師の活動は、協会としての活動として行っているといえるため、3号該当性により判断するべきであるが、係る活動をしたことが明らかとなっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えないし、書証として当該住民訴訟において提出されているものなので、開示しないとの条件で任意に提供されたものともいえないから、3号にも該当しない。

(カ) 当該住民訴訟で怠る事実として対象となった債権に係る不法行為の重大性に鑑みて、ただし書きの生命等保護規定や裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化されることになることを懸念する。

ウ 結語

したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

自己情報部分開示決定に対する審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容

本件審査請求に係る処分は本件決定である。

(3) 対象文書の特定及び内容について

ア 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、前記2(2)のとおり本件文書を持定し、本件決定を行った。

イ 対象行政文書の内容

(ア) 本件文書1は、審査請求人が原告となり知事を被告とする〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償等請求事件(住民訴訟)に関する法律相談の概要を供覧した文書である。供覧した文書は法律相談の概要並びに報道発表資料及び手紙から構成されており、報道発表資料及び手紙は法律相談に係る資料である。その内容は以下のとおりである。

a 法律相談の概要：日時、場所、出席者、相談状況、今後のスケジュールなどをまとめたものである。

b 報道発表資料：〇〇の指定を受けていない医師による〇〇の実施に係る経緯、原因、対応、再発防止などをまとめものである。

c 手紙：当該医師から出されたものである。

(イ) 本件文書2は、審査請求人が原告となり知事を被告とする〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償等請求事件(住民訴訟)第2回口頭弁論に関する期日概要及び期日後打合せなどを供覧した文書である。

(ウ) 本件文書3は、審査請求人が控訴人となり知事を被控訴人とする東京高等裁判所〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)に関する弁護士との打ち合わせの概要を復命した文書である。

(4) 処分の理由(部分開示の理由について)

ア 不開示部分について

本件文書の不開示とした部分及び開示しない理由は別表のとおりである。

イ 条例第17条第6号該当性について

本件文書1の番号②、本件文書2の番号③、本件文書3の番号⑨及び番号⑩は、争訟に係る弁護士との相談及び打合せに関する情報であり、開示することにより、県の争訟に関する具体的な方針が明らかになり、今後、類似の争訟が提起されたときに、当該事務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがある。あわせて、開示することにより、弁護士との関係に支障を及ぼし、今後の争訟に関する事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 条例第17条第2号該当性について

本件文書1の番号⑥は開示することにより、警察署の所在地から当該医師の移動範囲を推測し、記載されている他の情報と照らし合わせることにより、当該医師の勤務先名が職別できるおそれがあるものである。あわせて、警察署の名称は〇〇された方が〇〇を受けた場所に関する情報であって、通常人に知られたくない情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。別紙の本件文書1の番号①及び番号③～番号⑤及び番号⑦、及び本件文書3の番号⑩は審査請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである。なお、上記情報は、条例第17条第2号ただし書きのいずれにも該当しないものである。

(5) 弁明の内容

審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」と主張する。しかしながら、審査請求人が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討に係る事務処理において審査請求人の自己情報が記載された行政文書は、前記(3)で説明するとおり、本件文書のみである。当該文書以外に作成、取得はしておらず、関係する簿冊も探索したが、該当する文書はなかった。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、「本件不開示部分は、いずれも、条例17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。不開示部分は、いずれも条例第19条に該当する。」と主張する。しかしながら、前記(4)で説明するとおり、本件不開示部分は条例第17条第2号及び第6号に該当し、条例第17条第2号ただし書きのいずれにも該当しない。さらに、不開示情報が保護すべき利益を上回る審査請求人の利益権益を保護する必要性は特に認められないため、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり本件開示請求に係る個人情報を持定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3（1）のとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

（2）個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じてあらためて障害者福祉推進課に文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を障害者福祉推進課において保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（3）不開示情報について

本件文書については前記4（3）イのとおりである。本件文書のうち、実施機関が本件決定で不開示とした情報は、別表の番号①から番号⑩までのとおりであり、審議会として、次に掲げるとおり分類した。

ア 司法修習生の氏名、〇〇協会の医師の氏名及び当該医師の氏名（番号①、番号③並びに番号④、番号⑤及び番号⑦の当該医師の氏名並びに番号⑩。以下「本件第三者情報」という。）

イ 当該医師の勤務先名、住所等（番号④及び番号⑤の当該医師の勤務先名、番号⑦の当該医師の勤務先名、並びに勤務先の郵便番号、住所及び電話番号。以下「本件法人情報」という。）

ウ 警察署の名称（番号⑥。以下「本件警察署名」という。）

エ 弁護士との相談、打合せ等の情報（番号②、番号⑧、番号⑨及び番号⑩。以下「本件相談等情報」という。）

（4）不開示情報該当性について

ア 本件第三者情報について

（ア）実施機関は本件第三者情報が条例第17条第2号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、本件第三者情報は審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第2号に該当する。

そして、本件第三者情報について、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニの該当性について検討すると、本件第三者情報のうち番号④、番号⑤及び番号⑦の当該医師の氏名は訴訟の場で明らかにされている情報であり、また、本件決定の他の箇所で開示されており、同号ただし書イに該当し開示が相当である。

また、本件第三者情報のその余の情報については、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められず、不開示とした実施機関の決定は妥当である。

イ 本件法人情報について

- (ア) 実施機関は本件法人情報を本件第三者情報の当該医師の氏名と併せて、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当であると主張している。
- (イ) しかし、本件法人情報は当該医師の所属する医療機関名及び所在地等の情報である。審議会としては、前記ア(イ)のとおり、当該医師の氏名が開示相当であることを踏まえ、本件法人情報は当該医師の氏名とは別個のものと捉えて、職権で条例第17条第3号該当性について、以下、検討する。
- (ウ) 条例第17条第3号では、開示すべき情報から除外するものとして、「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」と定めており、同号イとして、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定めている。
- (エ) 審議会で見分したところ、本件法人情報は訴訟の場で明らかにされているとは認められず、開示されることにより、当該医師の勤務先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。
- (オ) したがって、当該情報は、条例第17条第3号イに該当し、同号ただし書に該当しないと認められるため、不開示が相当であり、実施機関の決定は結論において妥当である。

ウ 本件警察署名について

- (ア) 実施機関は本件警察署名が条例第17条第2号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
- (イ) 本件警察署名は当該医師が〇〇を行った警察署の名称である。実施機関は前記4(4)ウのとおり、警察署の所在地から当該医師の移動範囲を推測し、記載されている他の情報と照らし合わせることにより、当該医師の勤務先名が職別できるおそれがあり、また、警察署の名称は〇〇した者が〇〇を受けた場所に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと主張する。

(ウ) 審議会で見分したところ、警察署は広範な地域を管轄する組織であり、本件警察署名を開示したとしても、ただちに、条例第17条第2号本文に掲げられるおそれがあるとは認められない。

(エ) したがって、本件警察署名は条例第17条第2号には該当せず、開示が相当である。

エ 本件相談等情報について

(ア) 実施機関は本件相談等情報が条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件相談等情報のうち番号⑨には弁護士との打合せの内容が簡明に記載されている。審議会で見分したところ、当該行政文書の性質上、打合せについて、通常想定される概要を記載したものであり、当該情報を開示したとしても、条例第17条第6号に掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第6号には該当せず、開示が相当である。

(ウ) また、本件相談等情報のうち番号②、番号⑧及び番号⑩には争訟に関する弁護士との相談や打合せの内容が記録されている。審議会で見分したところ、当該情報は審査請求人と千葉県との間の争訟に関する情報であるので、実施機関の主張にはないが、職権で条例第17条第6号ロ該当性について、以下、検討する。

(エ) 条例第17条第6号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定しているものである。

そして、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる争訟に係る事務において、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、争訟に係る事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する趣旨である。

審議会で見分したところ、当該情報には本件訴訟に関する弁護士との相談や打合せにおける確認、判断等事項が記載されており、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は結論において妥当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 3月27日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年 3月25日	審議（令和3年度第10回第2部会）
令和4年 4月25日	審議（令和4年度第1回第2部会）
令和4年 5月30日	審議（令和4年度第2回第2部会）
令和4年 9月26日	審議（令和4年度第3回第2部会）
令和4年10月26日	審議（令和4年度第4回第2部会）
令和4年11月28日	審議（令和4年度第5回第2部会）
令和4年12月19日	審議（令和4年度第6回第2部会）
令和5年 1月30日	審議（令和4年度第7回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	

中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
--------	------------	-----

別表

番号		行政文書の件名	不開示部分	不開示理由	審議会による分類
①	本件文書1	供覧：法律相談の概要	司法修習生の氏名	司法修習生の氏名が記載されており、開示請求者以外の個人を識別できるため。	本件第三者情報
②			相談状況	争訟に係る弁護士との相談に関する情報であり、開示することにより、県の争訟に関する具体的な方針が明らかになり、今後、類似の争訟が提起されたときに、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。あわせて、開示することにより、弁護士との関係に支障を及ぼし、今後の争訟に関する事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	本件相談等情報
③			手紙（1枚目）の〇〇協会の医師の氏名	〇〇協会の医師の氏名が記載されており、開示請求者以外の個人を識別できるため。	本件第三者情報
④			手紙（1枚目）の当該医師の氏名と勤務先名	手紙の差出人である当該医師の氏名が記載されており、開示請求者以外の個人を識別できるため。	本件第三者情報 本件法人情報
⑤			手紙（2枚目）の当該医師の氏名と勤務先名		本件第三者情報 本件法人情報
⑥			手紙（2枚目）の警察署の名称	警察署の名称が記載されており、開示することにより、警察署の所在地から当該指定医の移動班を推測し、記載されている他の情報と照らし合わせることで、当該医師の勤務先名が識別できるおそれがあるため。あわせて、警察署の名称は〇〇された方が〇〇を受けた場所に関する情報であって、通常人に知られたくない情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。	本件警察署名
⑦			封筒の裏書き（当該医師の氏名、勤務先名、勤務先の郵便番号、住所、電話番号）	当該医師の氏名、当該医師の勤務先名、当該氏の勤務先の郵便番号並びに住所並びに電話番号が記載されており、開示請求者以外の個人を識別できるため。	本件第三者情報 本件法人情報

			号)		
⑧	本件文書2	〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償等請求事件(住民訴訟)第2回口頭弁論	期日後打合せの内容	②と同じ	本件相談等情報
⑨	本件文書3	復命書(弁護士との打ち合わせ):損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)	概要	②と同じ	本件相談等情報
⑩			司法修習生の氏名	①と同じ	本件第三者情報
⑪			打合せの内容	②と同じ	本件相談等情報